



令和 7 年 1 月 1 5 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

文化財防火デーに係る 特別防火査察等の実施について

昭和 2 4 年 1 月 2 6 日に法隆寺金堂壁画が焼失しました。これを機に毎年この日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動が展開されます。豊川市消防本部におきましても、管内の文化財所蔵者・管理者に対し防火広報文を送付するとともに、下記のとおり特別防火査察を実施します。

記

- 1 実施日時
令和 7 年 1 月 2 4 日（金）午後 2 時 0 0 分から
- 2 場所
大恩寺 （豊川市御津町広石御津山 5）
《文化財》 絹本著色王宮曼荼羅図 他
- 3 その他
文化財防火デーのチラシを添付

【お問合せ先】

担 当 消防本部予防課予防担当 （早川）
電 話 0 5 3 3－8 9－9 6 8 2（内線 2 1 1）
F A X 0 5 3 3－8 9－9 1 9 6
E-mail shoboyobo@city.toyokawa.lg.jp

大切な**文 化 財**を守ろう

令和7年1月26日は『第71回文化財防火デー』です

昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画が焼損しました。
これを機に毎年この日を「文化財防火デー」と定め、
全国的に文化財防火運動が展開されます。



文化財所蔵者・管理者のみなさまへ

- ① 通報、消火、重要物品の搬出及び避難誘導等の訓練を行ってください。
- ② 文化財周辺を整理・整頓し、放火されない環境づくりをしてください。
- ③ 文化財を定期的に見回り・点検してください。
- ④ 文化財周囲で喫煙、裸火の使用、危険物の持ち込みは厳禁です。火気等の使用禁止区域の設定とその表示をして、火気使用の制限を徹底してください。
- ⑤ 消火器や自動火災報知設備などの消防用設備の設置及び点検・整備を行ってください。